

外貨建取引等会計処理基準の改訂にかかわる問題点

穂 山 幹 夫

はじめに

- I 修正テンポラル法廃棄の理由
- II 修正テンポラル法の意義
- III 修正テンポラル法の問題点
- IV 決算日レート法の採用理由と問題点
- V 外貨表示財務諸表の換算会計の新たな視点を探求めて
おわりに

はじめに

平成7年5月26日付けで企業会計審議会は改訂外貨建取引等会計処理基準を公表した。これまで外貨建取引等会計処理基準に関しては、昭和58年12月に外貨建長期金銭債権債務等⁽¹⁾に為替予約を付した場合の会計処理方法に関する注解が追加されるというわずかの改訂が行なわれただけであることを考えると、昭和54年6月に外貨建取引等会計処理基準が設定されて以来、今回の改訂は実に16年ぶりの抜本的かつ大幅なものである。

(注) 以下においては、昭和54年6月に公表された外貨建取引等会計処理基準を旧基準と記し、平成7年5月に公表された改訂外貨建取引等会計処理基準を新基準と記すことにする。また、両者を含めて一般論としてわが国の外貨換算の基準について言及する場合には、たんに外貨建取引等会計処理基準あるいはわが国外貨換算基準と記す。

今回外貨建取引等会計処理基準の抜本的改訂が行なわれた背景として、企業会計審議会は「昭和59年の先物為替予約取引に係わるいわゆる『実需原則』の撤廃、通貨オプション・通貨スワップ等の外貨建金融商品の出現、対外直接投資の拡大と在外子会社の位置付けの変化等、現行基準(旧基準をいう。引用者注)設定当時には予測しえなかった多くの新しい事態が生じた。」⁽²⁾という点を指摘している。

このような状況を背景として行なわれた改訂の骨子は、この改訂作業を担当した企業会計審議会の会長の森田教授は、以下の三点に要約できると述べている⁽³⁾。

- (1) 外貨建長期金銭債権債務について重要な為替差損が生じているときは、それを認識することを求めた。
- (2) 為替予約だけでなく、ヘッジ手段が講じられているものについて、可能なかぎりそのヘッジ

効果が会計上反映されるような処理基準を指示した。

(3) 在外子会社の財務諸表の換算基準に決算日レート法の考え方を採用した。

外貨換算にかかわる会計基準としての外貨建取引等会計処理基準が、経済社会における指針として有効に機能するためにも、時代の要請に速やかに応えるためにも、企業会計審議会が指摘したような環境変化に適切に対応することは当然であり、今回の改訂は時宜を得たものと評価できるであろう。

今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂においてとりわけ注目すべき点は、上記の改訂の骨子(3)に示されている点である。このことは、旧基準において採用されていた外貨表示財務諸表の換算方法としての修正テンポラル法が廃棄され、新たに決算日レート法が採用されるにいたったということを意味し、外貨建取引等会計処理基準における外貨表示財務諸表の換算についての基本的な考え方の180°の軌道修正として認識できる。

しかしながら、このような「一種の思想の転換」⁽³⁾が旧基準を支えていた会計理論、より具体的にいえば、テンポラル法とその発展的理論としての修正テンポラルの再検討の結果として行なわれたものであるのかどうかについては大いに疑問が生じる。言い換えるならば、新たに採用された決算日レート法が、テンポラル法や修正テンポラル法を超える明確な理論的妥当性をもち得るものであるかという疑問である。それゆえ、新基準におけるこのような選択が外貨換算会計の今後の方向にとって妥当適切なものであったのかについては大いに疑問が残る。本稿においては、今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂を機に、修正テンポラル法の意義を再検討し、これを手がかりとして、外貨表示財務諸表の換算会計の確立のための新たな視座を求めることにする。

I 修正テンポラル法廃棄の理由

今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂により修正テンポラル法が廃棄され、決算日レート法が新たに採用されるに至った理由として、以下の三点が考えられる。

第一に、わが国会計基準の国際的調和化への対応という点が指摘できる。これは会計をめぐる国際的環境への適応という政治的理由として認識できるものである。国際会計基準第21号 *Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* や米国の財務会計基準審議会の会計基準書第52号 *Foreign Currency Translation* に見られるように、外貨表示財務諸表の換算基準としては、決算日レート法の採用が世界的な趨勢となっている。このような状況に適切に対応して、わが国の会計基準の国際化を図り、もって国際的見地からみてまことに不幸で残念な状況⁽⁴⁾を回避せしめることが期待されていると考えられる。とりわけ、証券監督者国際機構（IOSCO; International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies）が国際会計基準を認

知し、それら基準の国際的な調和化を目指した活動を積極的に展開しはじめた昨今の状況は、わが国にとっても無視しえないものとなってきている。テンポラル法はともかくとして、世界的に類をみない特殊技法と見られる換算方法としての修正テンポラルの採用は、会計基準の国際的調和化の中で孤立化することは火を見るより明らかであろう。

第二に、会計理論的な見地からの理由としては、旧基準設定当初以降の企業経営の国際化の急速な進展にともなう在外事業体の数の増加とそれら在外事業体の独立性の増大といった換算会計に関連する企業環境の大きな変化が指摘できるであろう。たとえば、連結財務諸表情報開示制度研究懇談会報告では、過去十数年における在外事業体数の増加の具体的例として、SEC登録企業等の在外連結子会社の状況を以下のような表としてまとめている⁵⁾。

(図表1) SEC登録企業等の在外連結子会社の状況

		1990(平成2)年度				1977(昭和52)年度	
		連結子会社		内 海外		連結子会社	内 海外
		内	海外	資産比率	売上比率		
A	社	91社	53社	14.4%	18.2%	44社	16社
B	社	77	63	32.7	65.6	33	26
C	社	72	66	20.3	38.8	5	4
D	社	24	16	11.4	7.2	3	1
E	社	53	11	12.1	12.4	24	7
F	社	626	566	45.0	50.0	61	23
G	社	65	39	38.2	51.3	24	12
H	社	128	41	10.0	17.0	34	3
I	社	78	18	12.8	14.5	30	4
J	社	53	36	34.4	41.4	19	7
K	社	742	189	10.1	12.4	40	2
L	社	225	43	37.2	62.1	18	9
M	社	167	82	17.0	22.0	118	4
N	社	377	174	25.6	30.0	70	44
O	社	89	23	9.9	14.3	14	2
P	社	89	23	11.0	24.0	23	7
合計(16社)		2,956社	1,443社	—	—	560社	171社

この表からも明らかなように、連結子会社数の全体的な増加割合以上に、在外連結子会社数の割合の増加が見られ、旧基準設定以降、日本企業は急速に在外子会社数の増加を通じてその活動の国際化を進行させている事実の一端を窺い知ることができる。これにともない、在外子会社の活動の現地化が相当程度進行し、本国企業からの独立性が次第に高まっていることは容易に想像される。したがって、在外子会社の本国企業への従属を前提とし、本国主義にもとづいて換算を行なうことを主張するテンポラル法や修正テンポラル法の考え方は、現実的ではなくなることが推察される。む

しろ、在外子会社の本国企業からの独立性を前提として、現地主義の考え方にもとづいて換算を行なう決算日レート法の採用が現実的にして適切な会計処理法であると考えられることになる。

第三に、実務的実行可能性の見地からの理由として、修正テンポラル法適用上の実務的困難性が考えられる。修正テンポラル法では、テンポラル法と同様に、換算に際しては、外貨表示財務諸表上の項目の測定属性に応じて、取得日レートあるいは発生日レートと決算日レートの複数のレートが選択適用される。このため、取得原価で測定されている大部分の非貨幣項目の換算のために、在外子会社は絶えず取得日レートあるいは発生日レートの保持を求められることになる。このことは在外子会社に対してきわめて大きな負担と困難さをもたらすにもかかわらず、在外子会社にとっては何の意味もないものであり、結果的に余分な仕事を生じさせるだけであるとの意識を現場に抱かせるものとなっている⁽⁶⁾。

このような適用にともなう実務上の多くの負担と困難さをも含めて、修正テンポラル法にはまだ解決すべき多くの問題が残されていると考えられる。それゆえ、修正テンポラル法を外貨表示財務諸表の換算基準としての決定版として認知するには相当の抵抗が実務界には存在するように思われる⁽⁷⁾。

ところで、新外貨建取引等換算基準の前文においては、今回の改訂の理由として、以下の二点が指摘されているが、とりわけ第二の理由の考慮が最も大きなものであるとされている⁽⁸⁾。

- (1) 在外子会社等の独立事業体としての性格が強くなり、現地通貨による測定値そのものを重視する傾向が強まったこと。
- (2) テンポラル法による財務諸表項目の換算が実務的に著しく困難になっているという事情を考慮したこと。

この記述からも明らかなように、今回の改訂に際しては、きわめて実務上の理由が重視されたことが理解できる。事実、企業会計審議会第一部会小委員会委員長として今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂に際しての作業のうえで実質的に重要な役割を演じた白鳥教授の「初めに大原則を掲げるのはやめて、もっと実質的な『中身』から入っていきましょうという姿勢をとること」が改訂の第一のスタンスであるといった発言や、「いかに優れた基準であっても実務的に対応できなければ絵にかいた餅にすぎませんので、そこは是非考え直さなければいけない。」といった発言に、このような改訂の基本方針が明確に読み取れる⁽⁹⁾。この実務的適用可能性という点こそが今回の改訂の大きな特色となっているといえるであろう。

これらの理由から判断するかぎり、筆者が先に推定した改訂の第一の理由である会計基準の国際的調和化という理由は表面的には顕在していないように思われる。事実、白鳥教授も今回の改訂の基本的スタンスとして、日本の基準を国際的にハーモナイズすることの重要性を認識しつつも、無条件で国際基準に合わせるのは問題であり、まず日本の実状を優先したという点を強調されてい

る⁽¹⁰⁾。しかし、企業会計審議会が大蔵省証券局の管轄下にあるという点と、IOSCOのメンバーにわが国の大蔵省の証券局が加わっているという状況を考慮するならば、先に推察した改訂の第一の理由も、明言こそされていないが、大きな理由として存在していたものと考えるのが妥当であろう。

Ⅱ 修正テンポラル法の意義

修正テンポラル法が、テンポラル法と異なる点は、(1)外貨表示財務諸表上の当期純損益と留保利益を決算日レートで換算することと、(2)長期金銭債権債務を取得時もしくは発生時のレートで換算するという点である。このうち、(1)の点が際立った修正点であり、このことにより、現在もっとも理論的な換算方法であるといわれているテンポラル法の利点が生かされとともに、テンポラル法の有する欠点が是正される方策が講じられた換算方法となっている。この方法は、わが国の旧外貨建取引等会計処理換算基準においてのみ採用されている独特の換算方法である。テンポラル法は属性法ともいわれることもあるように、外貨表示財務諸表上の諸項目の評価にかかわる属性を何ら変更することなく換算を行なうことができるという利点を有している。また、本国主義の観点から換算を行なうという点で、連結主体論としての資本主理論あるいは親会社説にもとづいて連結財務諸表の作成を行なう場合にも全く矛盾することなく適用できる換算思考である。しかし、外貨表示財務諸表の換算に際して複数の換算レートを用いるため、外貨表示財務諸表上では純利益が計上されているにもかかわらず換算後の財務諸表上では純損失が計上されてしまう場合も生じるという、いわゆる換算のパラドックスを発生せしめるという情報提供機能に係わる致命的な欠点を有している。修正テンポラル法においてはこの欠点を是正するために外貨表示財務諸表上の当期純損益と期末留保利益を決算日レートで換算するという方策を講じている。この結果、修正テンポラル法によれば、外貨表示財務諸表の諸項目の換算前後を通じての評価上の属性の維持と、外貨表示財務諸表上の純損益を換算後の財務諸表へのそのままの移行すること、および決算日時点での本国企業への送金可能な配当金額の把握が可能となる。修正テンポラル法はわが国企業会計審議会における外貨表示財務諸表の換算にかかわる発想のコペルニクスの転換の産物であり、世界的に類例をみない画期的な換算方法であるといえる。修正テンポラル法には後述するように多くの問題点が含まれてはいるが、テンポラル法の致命的な欠陥である換算のパラドックスが回避されたことにより、換算による外貨表示財務諸表の情報提供機能上の障害が大幅に除去されたという点は高く評価されなければならないであろう。このような点で、修正テンポラル法はテンポラル法をさらに進化、改善した換算方法であり、今日考えられ得るもっとも理論的にしてしかもきわめて優れた換算方法であるといえる。この点に関して、故黒沢教授は、旧外貨建取引等会計処理基準設定時に「日本も従来の単なる追従主義から脱却して、今回の意見書で、独自の立場をうち出したのは、よろこばし

「いいことだと思う。」と賛意とともに敬意を表しておられる⁽¹¹⁾。

しかし、このようなテンポラル法の欠点是正の努力にもかかわらず、この修正テンポラル法に対しては、テンポラル法に対する批判をも含めて、政策的な視点および理論的な視点から、旧外貨建取引等会計処理基準公表後多くの批判が寄せられている。これらの批判は主として以下のようなものであったといわれている⁽¹²⁾。

- (1) 修正テンポラル法は英米等や国際会計基準委員会の換算基準にはみられない「特殊技法」である。
- (2) それゆえ、このような基準の公表は国際的見地からみてまことに不幸であり、残念なことである。
- (3) 修正テンポラル法採用の結果生ずる為替換算調整勘定の性格は従来の会計理論の域をはずれた特異な勘定であり、その性格づけが従来の会計理論からはきわめて困難なものである。

これらの批判は、修正テンポラル法は外貨換算基準の国際的な調和化から外れるものであるという点と、修正テンポラル法で換算を行なった結果生ずる為替換算調整勘定の性格にかかわる点とに集約できるであろう。

修正テンポラル法の考え方の斬新性やテンポラル法の欠点克服といった利点にもかかわらず、外貨換算基準の決定版と呼ぶにはだ多くの解決すべき問題を残しているとの指摘もあるように、修正テンポラル法に対しては現実には多くの厳しい批判が投げ掛けられているのも事実である。

修正テンポラル法の適用企業数の比率の低さは、実務界におけるこのような修正テンポラル法への根強い批判の存在を物語るものであろう。たとえば、白木助教授や朝日監査法人のいずれの調査からも明らかなように、実務上では、修正テンポラル法の採用比率が必ずしも高くなく、この方法以外の多くの外貨表示財務諸表の換算方法が採用されているという事実が認識できる。白木助教授の調査は、東京証券取引所上場企業で1984年3月決算において連結財務諸表を提出した会社465社のうち、換算方法に関する注記を開示した企業153社について1984年と1993年の2回にわたり行なわれたものである⁽¹³⁾。また、朝日監査法人の調査は、東京証券取引所第一部上場会社から抽出された300社のうち、連結財務諸表提出会社278社の1994年度決算について行なわれたものであるが、参考までに過去2回にわたる調査結果も示されている⁽¹⁴⁾。

白木助教授の調査によれば、修正テンポラル法を採用する企業は、1984年度では35%であり、1993年度では27%である。また、修正テンポラル法を含めて、外貨建取引等会計処理基準を適用している企業は1984年度において56%であり、1993年度においては62%である。他方、朝日監査法人の調査によれば、1994年度における修正テンポラル法の採用企業は該当216社中50%となっている。これらの調査から明らかなように、修正テンポラル法は外貨換算にかかわる一般に認められた会計原

則として認知されているにもかかわらず、その実務への浸透の度合いは必ずしも十分ではない。このことから、会計実践の現場における外貨表示財務諸表の換算基準としての修正テンポラル法の存在意義や有効性が、大いに疑義を抱かせるものとなっている事実を窺い知ることができる。

(図表 2) 白木助教授によるわが国企業の換算方法の実態調査結果

	1984年	1993年
修正テンポラル法	54	41
外貨建取引等会計処理基準	31	51
決算日レート法	46	36
財務会計基準書第52号	14	12
属性法	1	1
その他	7	12
計	153	153

- (引用者注) 1. 朝日監査法人の実態調査と比較対照できるように年号表記および換算方法の名称について原表に適宜修正を施してある。
2. 外貨建取引等会計処理基準適用としている企業は、原則的な方法および例外的な方法を適用している企業である。
3. 財務会計基準書第52号適用としている企業には、その旨の記載がないが、わが国基準でいう決算日レート法とは異なる換算基準を適用している企業3社が含まれている。

(図表 3) 朝日監査法人によるわが国企業の換算方法の実態調査結果

	1994	1993	1992
A. 修正テンポラル法	108	112	109
B. 決算日レート法	86	77	74
C. 財務会計基準書第52号	22	23	23
小計	216	212	206
該当なし又は記載なし	62	65	68
合計	278	277	274

(引用者注) 財務会計基準書第52号の表記の箇所は、原表では米国財務会計基準書第52号と表記されている。

Ⅲ 修正テンポラル法の問題点

前述したような、修正テンポラル法の浸透度合いがこれほどまでに低い理由はどこにあるのだろうか。そこで、本節では、修正テンポラル法の問題点を整理し、検討を行なうことにする。

修正テンポラル法にかかわる問題点は、以下の三点に要約整理することができる。

第一は、修正テンポラル法は、外貨表示財務諸表の換算の視点が全く不問とされているという点である。具体的には、換算を行なう際の理論展開の基盤である本国主義と現地主義といった観点から修正テンポラル法には欠如しているという点である。この点は、修正テンポラル法の最も根幹にか

かわる問題点として認識できる。

第二は、修正テンポラル法を適用した結果生じた換算差額、すなわち、貸借対照表上資産の部または負債の部に計上される為替換算調整勘定の性格付けが、今日の会計理論の中ではきわめて困難であるという点である。

第三は、これまでも若干言及した点であるが、実務的観点からすると取得日レートあるいは発生日レートの保持の困難性が存するという点である。この点は、修正テンポラル法に限らず、テンポラル法にも共通の問題点である。

第一の外貨表示財務諸表の換算における本国主義と現地主義の問題は、在外事業体と本国企業との関係をどのように位置付けて認識するかの問題である。これは、換算を本国企業の立場から行なうか、あるいは現地企業の立場から行なうかという、換算のスタンスの問題である。

テンポラル法は本国主義にもとづく換算方法であり、在外事業体を本国企業の延長線上にあるものとみなして換算を行なう。テンポラル法によれば、在外事業体の財務諸表の換算は、在外事業体の日々の取引を、あたかも本国企業が日々本国通貨で記録するものと仮定し、それら記録の累積の結果として得られたであろうような本国通貨額で外貨表示財務諸表上の数値を本国通貨へと換算する。このため、取得原価で記録されている項目については取得日もしくは発生時のレートを適用して換算を行い、時価で計上されている項目については決算日レートで換算を行なう。つまり、外貨表示財務諸表上の測定属性に応じて取得日もしくは発生日レートと決算日レートが選択適用されるのである。この方法によれば、貸借対照表上の純利益は、借方項目と貸方項目を然るべき適切な換算レートで換算した結果、貸借を平均するための数値として計算される。したがって、場合によっては換算のパラドックスが生じることになる。

修正テンポラル法では、この換算のパラドックスを回避するために、さらには本国企業への送金可能な利益を把握するためにも、外貨表示財務諸表上の純利益と期末留保利益を決算日レートで換算する。このことにより、外貨表示財務諸表上の純利益と期末留保利益を換算後の財務諸表にそのまま反映させることが可能となる。取得原価主義会計のもとでテンポラル法を適用した場合、資本項目は発生日もしくは取得日レートで換算することが妥当である。この方法によると、換算のパラドックスは回避はされたものの、問題は、当期純利益と期末留保利益を決算日レートで換算するという点は、本国主義にもとづくテンポラル法の観点からすれば全く異質の処理法であり、この点をどのように理論付けるかということである。資本項目の決算日レートでの換算は、現地主義にもとづく決算日レート法の発想である。このような点では、修正テンポラル法という名称よりも修正決算日レート法という名称のほうが適切であるとの指摘もある⁽¹⁵⁾。それゆえ、資産項目と負債項目にはテンポラル法を適用し、資本項目には決算日レート法を用いる点で、修正テンポラル法において

は本国主義と現地主義という二重の論理が混在しており、外貨表示財務諸表の換算の視点を明確に定めることがきわめて困難である。

第二の換算差額としての為替換算調整勘定の性格の問題は、当期純利益と期末留保利益を決算日レートにより換算することから派生する問題でもある。テンポラル法における為替換算差額は、①資産および負債の各項目に複数レートを適用して換算した結果として認識される貸借差額と、②取得日レートあるいは発生日レートで換算された損益の差額である純利益、との差額として算出される。これに対して、修正テンポラル法において認識される為替換算調整勘定の発生のプロセスはきわめて複雑である。宮田氏は、修正テンポラル法の適用により生ずる換算差額は、換算差額とは性格が異なるものであり、むしろ調整差額と表現することが適切であると指摘するとともに、その複雑な内容を以下の(1)と(2)の二つの金額の合成されたものであると非常に簡潔明快に説明されている⁽¹⁶⁾。

(1) 損益計算書上で以下の①と②の差額として求められる金額であり、これは①を②に調整するための金額である。

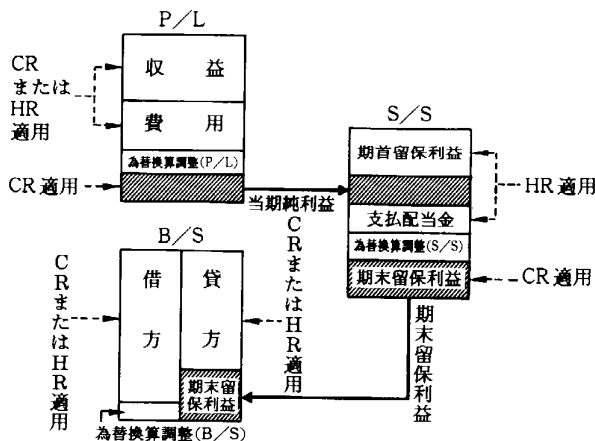
- ① 損益の各項目をテンポラル法で換算した結果の円建当期純損益
- ② 外貨建純損益を決算日レートで換算した結果の円建当期純損益

(2) 剰余金計算書上で以下の①と②の差額として求められる金額であり、これは①を②に調整するための金額である。

- ① 期末留保利益を期首留保利益・当期純損益・支払配当金等各項目に分け、これらを各種レートで換算した結果として出てくる円建期末留保利益
- ② 外貨建期末留保利益を決算日レートで換算した結果の円建期末留保利益

同氏はこれらの数値の関係を、さらに以下のように図示されている⁽¹⁷⁾。

(図表4) 修正テンポラル法における当期純利益、期末留保利益算定図



これらの点を、日本公認会計士協会が昭和54年7月に公表した『在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続（中間報告）』（以下、『中間報告』という。）に示されている表－9の設例にもとづいて具体的に確認をしてみることにする。

（図表5）在外子会社の財務諸表の円換算表

科 目	外 貨 表 示		換 算 率	円 表 示 F/S
	T/B	F/S		
(B/S)				
短期貨幣資産	9,000	9,000	0.85 (CR)	7,650
たな卸資産	10,000	10,000	0.90 (AR)	9,000
固 定 資 産	8,000	8,000	1.00 (HR)	8,000
為替換算調整 合 計		27,000		24,750
短期貨幣負債	(11,000)	(11,000)	0.85 (CR)	(9,350)
長期貨幣負債	(10,000)	(10,000)	1.00 (HR)	(10,000)
資 本 金	(2,000)	(2,000)	1.00 (HR)	(2,000)
留 保 利 益		(4,000)	0.85 (CR)	(S/S) (3,400)
合 計		(27,000)		(24,750)
(P/L)				
売 上	(35,000)	(35,000)	0.90 (AR)	(31,500)
期首たな卸高	6,000	6,000	1.00 (HR)	6,000
仕 入	30,000	30,000	0.90 (AR)	27,000
期末たな卸高	(10,000)	(10,000)	0.90 (AR)	(9,000)
減 価 償 却 費	1,000	1,000	1.00 (HR)	1,000
その他の費用	6,000	6,000	0.90 (AR)	5,400
為替換算調整 当期純利益		(2,000)	0.85 (CR)	(S/S) (1,700)
(S/S)				
期首留保利益	(3,000)	(3,000)	1.00 (HR)	(3,000)
当期純利益		(2,000)		(P/L) (1,700)
配 当 金	1,000	1,000	0.95 (HR)	950
為替換算調整 期末留保利益		(4,000)	0.85 (CR)	(B/S) (3,400)
	0			

売 上
原 価

この設例に示されている、貸借対照表上の為替換算調整額¥100は以下のようなプロセスにより求められる。

- (1) 損益計算書上の外貨建の当期純利益は決算日レートで換算されて、固定される。この金額（¥1,700）と、損益計算書上でテンポラル法により求められた当期純利益（¥1,100）との差額が損益計算書上でまず為替換算調整額（¥600－貸方）として認識される。決算日レートで換

算されたこの当期純利益は、そのまま剰余金計算書上に転記される。

- (2) ついで、決算日レートで換算され、転記された当期純利益以外の剰余金計算書上の各増減項目をテンポラル法で換算する。この場合、期末留保利益も決算日レートで換算して固定する。

この結果、決算日レートで換算されたと期末留保利益の金額（¥3,400）と、テンポラル法で換算された余剰金計算書上の増減項目の金額（ $¥2,050 = ¥3,000 - ¥950$ ）と決算日レートで換算された当期純利益（¥1,700）との合計額、との差額（¥350－借方）が剰余金計算書では為替換算調整額として認識される。

- (3) しかし、損益計算書上で求められた為替換算調整額(¥600)には、外貨表示の試算表をテンポラル法により換算した結果生じている換算差額¥150が既に含まれているので、純額での発生額¥450(貸方)である。したがって、¥350(借方)と¥450(貸方)の差額¥100(貸方)が貸借対照表上認識されることになる。前掲の日本公認会計士協会の『中間報告』では、この点は以下のとおり説明されている⁽¹⁸⁾

剰余金計算書上の為替換算調整勘定 ￥ (350)

損益計算書上の為替換算調整勘定 600

在外支店の財務諸表項目の換算と同様の方法

(テンポラル法)を適用した場合の為替換算差益

〔外貨表示試算表を円貨に換算した時に生じる差額〕 (150)

貸借対照表上の為替換算調整勘定 ￥100

修正テンポラル法の適用により生ずる為替換算調整勘定は、先に見てきたように、いずれも逆算方式により算出されるものであり⁽¹⁹⁾、その算出の経緯はきわめて複雑である。したがって、その性格を一律に規定することは非常に困難である。為替換算調整勘定の会計性格については、繰延勘定という説、資本勘定の修正項目とする説、評価勘定とする説、連結調整勘定類似のものとする説等があるといわれている⁽²⁰⁾。いずれの説も説得に足るだけの論拠を有していない。目下のところ「決算日の為替相場以外のもので為替相場で円換算されている全項目についての貸借差額を決算日の為替相場による円換算相当額の貸借額まで増額または減額するための技術的な勘定であると解釈する」以外の解釈の方法はないといわれている⁽²¹⁾。一般論としては、特定の具体的項目として解釈のできない単なる調整項目と考える⁽²²⁾ということであり、為替換算調整差額をプラグ勘定でしかないといった考え方⁽²³⁾もこれと同類のものとみてよいであろう。このような考え方に対して、新井教授は、修正テンポラル法による為替換算調整勘定の分析モデルを提示した上で、テンポラル法による円換算会計の結果生ずる純利益の一部を当期に認識しないための勘定であるとされ、計算技術的調整項目と考えることを批判されている⁽²⁴⁾。

この為替換算調整勘定は、換算のパラドックスを回避するために当期純利益および期末留保利益を決算日レートで換算するという、テンポラル法に人為的操作を加えることにより発生したものである。この操作により、当期純利益および期末留保利益が固定されたために貸借をバランスさせるための穴埋めに必要とされるのが為替換算調整勘定である。このような点では、為替換算調整勘定は修正テンポラル法のみが発生する固有の項目である。テンポラル法を適用した場合には、換算差損益のみの発生にとどまるが、修正テンポラル法という独自の換算方法を適用した場合には、この人為的操作の結果為替換算調整勘定が生ずるのである。したがって、私見によれば、為替換算調整勘定は、人為的操作の結果発生せざるを得ない会計的な性格の説明のつかない計算技術的調整項目として認識することが妥当であると考えられる。このような、その性格の説明が困難にして奇怪な為替換算調整勘定を発生せしめるという点は、修正テンポラル法が解決を迫られている最も困難にして最大の課題である。

第三の問題点は、前述したところからも明らかなように、もっぱら実務的観点からのものである。取得原価で測定されている項目に関しては、取得日レートもしくは発生日レートで換算することがテンポラル法および修正テンポラル法では求められる。この取得日レートもしくは発生日レートの保持が企業にとっては大きな負担となっているというのが実務家達の主張である。しかし、コンピュータを利用した経理処理技術の著しい発展を考えると、このような主張には全く首肯し得ない。多数の品目の棚卸資産の費消額の計算については、先入先出法や後入後出法等を適用してフロー計算を正確に行なうことが当然と考えられるし、また、適切な在庫管理の観点からも、取得原価が入庫の都度把握されている現状において、取得日レートもしくは発生日レートの把握が困難であるといった主張には無理があるように思える。さらには、修正テンポラル法においては、為替レート変動の不確実性を考慮に入れて、本来決算日レートで換算されるべき長期金銭債権債務の換算は取得日レートもしくは発生日レートで行なうことが規定されている。この点との首尾一貫性を考え併せるならば、費用性資産に関する取得日レートもしくは発生日レートの保持の実行可能性に関してはさしたる問題点もないはずである。しかしながら、長期金銭債権債務の取得日レートもしくは発生日レートの換算に関しては、実務界からは何らの反対意見も表明されていない。費用性資産と貨幣性資産とで、取得日レートあるいは発生日レートの把握の困難性に差異が認められるという明確な理論的根拠を見いだすことは困難であろう。

したがって、取得日レートあるいは発生日レートの保持という点は、修正テンポラル法の問題点として指摘することは妥当とは思われない。この点は、むしろ、修正テンポラル法の適用のために、取得日レートあるいは発生日レートの保持という犠牲を払いながらも、為替換算調整勘定の計上といった点等に具体的に反映されているように、結果として得られる財務諸表が明確にして適切な意

味や内容を必ずしも有するものではないといった点に関する不満から生ずるのではないかと思惟される。つまり、修正テンポラル法適用にかかわるコストとその適用から得られるベネフィットが有効に対応していないということに対する疑念が、第三の問題点の根源にはあるものと思われる。貨幣・非貨幣法やテンポラル法のように換算の結果として得られる財務諸表の意味や内容が明確である場合には、取得日レートあるいは発生日レートの保持は当然のこととして、何らの不満も生じないであろう。第三の問題点は、それゆえ、修正テンポラル法の適用により生ずる派生的、結果的問題点であるといえよう。

Ⅳ 決算日レート法の採用理由と問題点

今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂は、修正テンポラル法の廃棄から決算日レート法の採用へという、一種の思想転換と言い得るほどの大幅なものであり、思い切った決断⁽²⁵⁾であった。決算日レート法採用の理由として、企業会計審議会は既に述べたように、(1)在外子会社等の独立事業体としての性格が強まったこと、および(2)修正テンポラル法による財務諸表の換算実務上の困難性、という二つの理由を指摘している。(1)の理由は外貨換算会計をめぐる会計環境の変化に対応した換算会計理論の再検討を意味するものであり、決算日レート法採用の積極的理由として認識できる。(2)の理由は決算日レート法採用の消極的理由として考えられるものである。前節で明らかにしたように、修正テンポラル法にはいくつかの解決すべき理論的問題点および実務的問題点があり、廃棄されるに足る十分な理由が認識できる。(2)の理由は、これら修正テンポラル法にかかわる問題点のうちのひとつであり、実務的側面に関連するものである。しかし、ここで問われねばならない点は、決算日レート法採用の理由として列挙されているこれら積極的あるいは消極的な理由が、決算日レート法の採用を正当化するのに十分かつ妥当なものであるかどうかという点である。以下、これらの理由について検討を加えてみることにする。

決算日レート法採用の第一の理由は、在外子会社等の独立事業体としての性格が強まったという点に求められる。この点に関してまず考慮されなければならない点は、在外子会社等の増加と独立性の強まりとの関係である。Ⅰ節において明らかにしたように、連結財務情報開示制度研究懇談会の調査からも、過去十数年の間にわたり企業活動の急激な国際化に対応して、連結対象となる在外子会社数が大幅に増加したという事実は明確に認識できる。だが、この点を決算日レート法採用の論拠とすることは短絡的な発想であり、著しい論理の飛躍があると言わざるを得ない。その理由は、在外子会社等の数の増大がただちに在外子会社等の独立性の強化を意味するものと考え得るものではないからである。すなわち、[在外子会社数の増加＝在外子会社等の独立性の増大]といった等式は必ずしも明確に認識し得るものではない。支店等の在外事業体に対する本国企業の支配統制の度

合いから比較すれば、たしかに、在外子会社は本国企業へ従属度は相当程度希薄化されていることは事実である。しかし、在外子会社の本国企業との関係は多様であり、独立性の程度も千差万別であることが推測される。また、「支店にするか子会社にするかは、往々にして便宜上の理由による」⁽²⁶⁾といった指摘もあるように、在外子会社の存在が必ずしも明確に独立性と結びつかないという面もある。このような現実があるからこそ、財務会計基準書第52号では、在外子会社等の独立性の程度により換算方法を選択するという状況法が採用され、その適用のための機能通貨の決定基準が詳細に規定されているのである⁽²⁷⁾。企業会計審議会の決算日レート法採用の論拠は、この点を全く不問としている。この点に関連して、さらに言を重ねるならば、企業会計審議会は在外子会社等の「独立性」の定義あるいは判定基準については何ら言及していないという点もおおいに問題である。新外貨換算基準では一律に決算日レート法の採用が規定されており、状況法が採用されているわけではないので、在外子会社等の独立性の程度の判定やそのための基準は必要とされることはない。しかし、少なくとも何をもって独立性が強まったと言い得るのか明らかにする必要があるだろう。さもなければ、上述したような等式の論理が展開されたと理解せざるを得ないであろう。

在外子会社等の独立性が強まったという理由と関連して次に考慮しなければならない点は、現地主義の思考を反映する決算日レート法と連結財務諸表との関係である。連結財務諸表の作成に際しては、その作成主体を明確にしておかねばならない。同一国内の企業を連結対象として連結財務諸表の作成を行なう限りにおいては、企業集団の経済的一体性を重視する実体説にもとづいてフィクションとしての連結会計主体を認識することは妥当である。しかし、連結財務諸表が国境を越えて国際的規模で作成されるような場合には状況が異なる。社会経済環境、通貨、会計原則および会計関連法規等がそれぞれ異なる状況のもとで作成された個々の財務諸表を統合するためには、主導的役割を果たす中心的な会計主体を設定しなければならない。また、連結財務諸表が会計上の住所（accounting domicile）⁽²⁸⁾としての国籍を有することも必要であろう。現実には国籍をもたない連結財務諸表の存在はあり得ず、そのような連結財務諸表の作成は机上の空論でしかない。連結財務諸表の作成においては、在外子会社を傘下に置いている本国企業としての親会社が会計主体となり、中心的な役割を演ずることは当然の帰結であろう。それゆえに、テンポラル法の採用を定める財務会計基準書第8号においても⁽²⁹⁾、状況法を採りながらも基本的換算方法として決算日レート法の採用を定める第52号においても⁽³⁰⁾、外貨表示財務諸表を米国で一般に認められた会計原則に準拠して、連結財務諸表へと換算することを、換算の目的として強調しているのである。財務会計基準書第52号では、この点に関しては、さらに、「米国の一般に認められた会計原則に従うという目的……は、すべてのプロジェクトに関する当審議会のあらゆる活動目標にとって絶対的かつ基本的なものであり、外貨換算という特定のプロジェクトの目的としてわざわざ掲げるまでもないと思われる。」⁽³¹⁾と

まで念を押している。これらのことが物語ることは、連結財務諸表の作成においては、本国企業が準拠する会計原則が遵守されねばならないということであり、このことは当然本国企業が連結会計主体として位置付けられるということである。ついでながら、このように考えた場合、現地主義にもとづいて決算日レート法を主張する財務会計基準書第52号が、米国の会計基準への準拠性を主張することは全く解せないことである、という点だけは念のため指摘しておく必要がある。

以上のことから明らかなように、在外子会社の独立性の増大にともない、現地主義の観点から外貨表示財務諸表の換算を行なう決算日レート法の視点は、あたかも親子会社一体となって、本国企業の観点から連結財務諸表の作成を行なう論理と全く矛盾するものである。すなわち、在外子会社の独立性の増大という事実は在外子会社の個別財務諸表の作成を促すものであり、連結財務諸表の作成の論理とは相容れないものである。決算日レート法はこのような矛盾した論理を不問にした換算方法である。

これらの矛盾点に関して、これまで筆者はいくつかの論稿において繰り返し指摘をしてきたとおりである⁽³²⁾。これらの矛盾は、外貨表示財務諸表の換算の理論的基盤あるいは基本的視点にかかわる最も重要かつ根本的な問題であるにもかかわらず、今回の決算日レート法採用に際してはこの点に関する検討は全く回避されていると言わざるを得ない。

決算日レート法への移行の第二の理由は、テンポラル法による換算が実務的に著しく困難になってきているという点に求められている。今回の改訂では、第一の理由よりも、この点が最も大きな理由となっているといわれている。この実務的困難性とは、前節において指摘したとおり、取得原価で計上されている項目の換算に際して用いられる取得日レートあるいは発生日レートの保持が実務的にはきわめて困難となっているという点である。しかし、この点は前節で既に詳細に検討をしたので、ここではその要点のみを述べておくことにする。前節での指摘のとおり、現在の経理処理技術の水準から判断すれば、取得日レートあるいは発生日レートの保持は実務的にも何ら困難なことでは無いということが推察できる。また、長期金銭債権債務の換算には、取得日レートあるいは発生日レートの適用が定められているという点との整合性を考えるならば、取得日レートあるいは発生日レートの保持やそれによる換算は実務的にも問題は無いと言わざるを得ない。修正テンポラル法廃棄の理由として、このような取得日レートあるいは発生日レートの保持の困難性を理由とすることは、先にも述べたように、コストとベネフィットとの対応関係も大きく影響していると考えられる。長期金銭債権債務の換算に関連して発生する不確実な換算差損益を回避せしめようとする場合には取得日レートあるいは発生日レートの換算を是認しながら、他面においてはこれらレートの保持が困難であることを理由として修正テンポラル法の実施が負担となるということは、ダブルスタンダードであり、企業の都合のよい思惑が背後に見え隠れしているように思える。

以上述べたことから明らかなように、修正テンポラル法廃棄と決算日レート法採用の理由として企業会計審議会が列挙している事項は必ずしも理論的に筋の通ったものではないし、我々を十分に説得し得るものでもない。また、取得原価で測定されているものを決算日レートで換算するという、決算日レート法の最大の弱点であり欠点についての検討が全く不問とされているという点に関しても、大いに不満が残るものである。これらの点と、上述した現地主義と連結財務諸表の作成という矛盾点とについての検討をことごとく回避したという点では、今回の外貨建取引等換算基準の改訂は、実務的な視点のみを重視したものであり、換算会計理論上は本質的に何らの問題点の解決に資するものではないということを十分に認識すべきであろう。

V 外貨表示財務諸表の換算会計の新たな視点を求めて

以上検討してきたように、今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂に際して列挙されたいくつかの理由は、必ずしも理論的には納得し得るものではない。むしろ、多くの疑念を生じさせているといえる。また、決算日レート法それ自体にも多くの問題点や欠点があるというのも事実である。これらの問題点や欠点といわれる事項は、厳密に取得原価主義会計という現行の会計システムの維持を前提としている限り、解消し得ないものである。このことを考慮すると、外貨表示財務諸表の換算方法の模索に関する議論は、適切な換算方法を何ら見だし得ないまま閉塞状況に追い込まれてしまったというのが実情である。しかし、現実には企業の経営活動が国際的規模で急速に拡大し、それにかかわる情報提供手段としての連結財務諸表の作成が重要な意味をもつ昨今の経済社会においては、外貨表示財務諸表の換算方法にかかわる問題の解決は避けて通れないものである。

この問題を解決するためには、我々の発想の転換が必要である。現在のところ、我々の思考の中には、取得原価主義会計システムの維持を前提としながら、為替レートの変動する状況下でも、ある方法により外貨表示財務諸表を換算して連結財務諸表を作成した場合、取得原価数値の継続性の保持、企業集団全体の経営成績と企業集団全体の財政状態の表示といった連結財務諸表の情報提供機能と、為替レート変動の事実の反映と在外企業の本国企業への送金可能な配当可能金額の把握といった為替換算会計の情報提供上の役割がすべて適切に遂行され得るという誤った認識や過大な期待がある。そのような認識や期待を満たすような換算方法の存在は大いなる幻想にすぎない。外貨表示財務諸表が含まれる連結財務諸表の場合、取得原価主義会計システムが物価変動を不問としてそのシステムを維持、運用していることと同様に、為替相場の変動を全面的にその会計システムに取り込むことも不可能なことである。我々に残された考え得る選択肢は、(1)取得原価主義会計のシステムを維持しながら、全面的ではないにしろ、可能な限りにおいて在外子会社等にかかわる情

報を反映する方策を求めることと、(2)取得原価主義会計のシステムを放棄し（このことは、当然取得原価数値の継続性をも放棄することになる）、為替変動の事実を全面的に連結財務諸表に反映するという方策、のいずれかである。

(1)の方策は、在外子会社等に対する持分法の適用として考えられる。持分法は本国企業の投資勘定と在外子会社等の純損益部分のみを結合する one line consolidation という点で、部分連結といわれるものであるが、その効果は連結と全く同じである。この方法によれば、在外子会社等の独立性の程度にかかわりなく、在外子会社等の純利益のうち投資持分に対応する部分を本国企業の投資勘定に決算日のレートで反映することができるので、在外子会社等からの本国企業への送金可能な配当金額も適切に認識できる。したがって、この方法によれば、在外子会社等の純利益を決算日レートで換算した結果が得られるという点で修正テンポラル法と同一の効果が得られとともに、為替換算調整勘定といった奇怪な勘定を発生せしめることはない。また、在外子会社等の独立性の判定といった困難な問題も回避される。他方において、この方法によれば、在外子会社等の財政状態が連結財務諸表の中に反映されないという問題が生ずる。継続企業を前提とするかぎり、在外子会社等の財政状態は清算処分の場合とはともかく、通常はあまり関心が払われないと思われる。また、関心を払ったとしても、各種の資本利益率あるいは回転率等の投資効率等を求める場合に、果たして大幅に為替レートが変動する現在の変動相場制の下で、毎期の比較を可能とする適切かつ有効な数値が得られるかどうかは疑問である。さらに、既に述べたように、テンポラル法であれ修正テンポラル法であれ、あるいは決算日レート法であれ、いずれの方法によっても在外企業体等の外貨表示の財政状態を本国企業の財務諸表に組み込んで連結財務諸表を作成するには問題が存する。このような点を考慮するならば、在外子会社等の個々の資産、負債、収益、費用の次元の代わりに総合的集約として関心の焦点となる純利益⁽³³⁾に対して有する投資持分の増減額を本国企業の連結財務諸表に反映することだけで十分であると考えられる。

(2)の方策は、換算された外貨表示財務諸表を含む連結財務諸表は、いくつかの仮定にもとづいて作成されたものであり、一応の目安の数値を示すものにすぎない。したがって、連結上の換算は、個別財務諸表の換算とは別個に考え、換算の合理性を主張することはないとの考え方にもとづいて主張されているものである⁽³⁴⁾。この考え方は、「棲みわけ論」として認識されるものであり、「連結財務諸表と個別財務諸表とでは、それぞれ棲むテリトリーが別であり、したがって、連結財務諸表の作成に際し、在外子会社等の財務諸表項目をいかなる基準に従って換算すべきかは、連結財務諸表独自の目的に照らして、情報開示目的の適合性の観点から議論すれば足りる」⁽³⁵⁾というものである。かつては、「独立会社の財務諸表を一つあるいはそれ以上の言葉に翻訳し、あるいは通貨に換算するのは、原語による表現に通じていない読者のための便宜にすぎない。この種の換算は会計目的

のためではなく情報目的のためである。』⁽³⁶⁾と主張されたこともあった。上に述べた棲みわけ論は、換算が情開示目的のために行なわれるものであることを認識するという点で、いわば、このような発想から離脱した思考である。すなわち、換算された外貨表示財務諸表を含む連結財務諸表の作成は便宜的なものであり、現行の取得原価主義会計システムとの整合性よりも、情報開示機能が優先させられたものと考えられている。この考え方によれば、明示こそされてはいないが、会計数値の継続性は当然放棄されているものと考えられる。このように考えれば、在外子会社等の外貨表示財務諸表を、時価会計と結びつく時点評価の方法である決算日レート法⁽³⁷⁾により換算することも何ら問題のないものといえる。ただし、当然のことながら、この場合には、取得原価システムにおける会計数値の継続性が放棄されているのであるから、連結財務諸表の数値は一期間限りのものであり、数値の継続性や期間的比較可能性は失われざるを得ないという点に留意をしておくことが必要である。しかし、この決算日レート法によれば、為替レートの変動の事実が、純投資部分としての資本の部の増減額として認識できるのである。

なお、これらの方策に加えて、最近では換算と評価を明確に区別し、換算を為替レート変動の影響を認識し、測定し、表示するプロセスと考え、外貨表示財務諸表を決算日レートで換算することも取得原価主義の枠内で正当化されると主張する試みもある⁽³⁸⁾。評価と換算を区別する試みは、目下のところ、取得原価主義会計のシステムを維持を前提とした議論として、あるいはそのシステムにおいて決算日レート法を適用することの妥当性のための主張として展開されている。この試みは、さきの二つの選択肢に加わる第三の選択肢として位置付けてもよいかもしれない。しかし、この主張の可否は、その根本となる換算と測定あるいは評価といった概念の明確化とそれらの相互関係に関するより緻密にして体系的な検討が必要である。私見によれば、この点の検討が現状では不十分に感ぜられる。それゆえ、ここでは、このような試みが展開されているという事実のみの指摘にとどめたい。

外貨表示財務諸表の換算問題の解決にかかわる閉塞状況を打開するための選択肢として以上では二つの考え方を検討してきた。これら選択肢のうち、筆者としては、目下のところ第二の選択肢、すなわち「棲みわけ論」が妥当なものであると考えている。その理由は、取得原価主義会計のシステムが、制度的会計には有効であるとしても、情報開示機能上の限界を有している以上、取得原価主義会計との理論的整合性を徹底的に追求することにどれほどの意義が認められるのかという疑問があるからである。このような虚しい努力を重ねるよりも、最善ではないにしろ次善の策として会計を有効に生かす方策を講じるべきであると考えることが適切である。たとえ会計数値の継続性や比較可能性が放棄された時点の情報であっても、企業集団全体にかかわる情報を提供せしめることのほうがはるかに意義のあることである。外貨表示財務諸表を含む連結財務諸表については、取得

原価主義会計システムの枠を離れた情報開示機能を有するものとしての役割を期待することが適切と考えられる。このような観点にたてば、外貨表示財務諸表の決算日レート法による換算が妥当なものであることの理由が見いだされるのである。

おわりに

本稿においては、以上みてきたように、外貨建取引等会計処理基準の改訂に関連する問題として、修正テンポラル法の意義と問題点、さらには修正テンポラル法の適用の現状とについての検討を行った。ついで、新外貨建取引等会計処理基準が決算日レート法およびその採用理由の妥当性についての検討行ない、今回の外貨建取引等会計処理基準の改訂においては、決算日レート法の本質的な検討が欠如していることと、採用の論拠が必ずしも論理的ではないことを明らかにした。そして、最後に、外貨表示財務諸表の換算にかかわる発想の転換の必要性を述べ、結論として、取得原価主義会計からの離脱を是認し、棲みわけ論を根拠とすることにより、決算日レート法による外貨表示財務諸表の換算を妥当なものとする見解を明らかにした。

取得原価主義会計が、物価変動を不問とするかぎり、為替レートの変動に対して適切に対応し得ないことは明確である。しかし、現在の経済社会においては、取得原価主義会計が会計制度として厳然と存在している。それゆえ、我々は、外貨表示財務諸表の換算会計においては、取得原価主義会計の維持と情報開示機能とのトレード・オフの関係に絶えず悩まされ続けてきたのである。しかし、取得原価主義会計との整合性を最も有する貨幣・非貨幣法の延長線上にあるテンポラル法および修正テンポラル法が克服しがたい弱点と欠点を有する以上、また、現行の取得原価主義会計が情報開示機能上大きな限界を有している以上、これらの換算方法との決別する方策が余儀ない選択であるといわざるを得ない。正直のところ、棲みわけ論の選択はこのような消去法による苦悩の結果である。したがって、今後、第三の選択肢の可能性としてとりあげた評価と換算を区別して、決算日レート法を取得原価主義会計の枠内に位置付けようとする試みがどのような方向をとるかは定かではないが、この試みの帰趨も気になるところである。棲みわけ論にもとづいて決算日レート法の妥当性を理由とすることについては、筆者自身、完全に納得したわけではない。このような決着のつけ方は、最善のものではないにしても、次善の策として目下のところは適切なものであると考えている。

(注)

- (1) 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」、1-1、1995年6月。
- (2) 森田哲彌『外貨建取引等会計処理基準』の改訂、『旬刊経理情報』、第759号、1頁。

- (3) 白鳥庄之助「在外子会社等の財務諸表項目の換算」、『企業会計』第47巻、第9号、66頁。
- (4) 中島省吾「外貨額換算国際会計基準（第21号）確定までの9年間」、『企業会計』、第35巻、第5号、121頁。
- (5) 連結財務情報開示制度研究懇談会『連結財務諸表制度をめぐる論点』、企業財務制度研究会、1993年5月、128頁。
- (6) 座談会「新・外貨建取引等会計処理基準をめぐって」、『JICPA ジャーナル』、第7巻、第8号、24頁（住友電気工業株式会社経理部課長補佐、西村氏発言）。
- (7) 朝日監査法人編『会社の決算と開示－95年版』、中央経済社、1995年3月、464頁。
- (8) 企業会計審議会、前掲文書、Ⅱ－3－(1)
- (9) 同上座談会、23頁～24頁（白鳥教授発言）。
- (10) 同上座談会、15頁（白鳥教授発言）。
- (11) 黒沢清「編集後期」、『会計』、第116巻、第2号、191頁。
- (12) 新井清光『企業会計原則論』、森山書店、1985年5月、165頁。
- (13) 白木俊彦『外貨換算会計の国際的調和』、中央経済社、1995年3月、219頁。
- (14) 朝日監査法人編、前掲書、461頁。
- (15) 村山徳五郎『「外貨建取引等会計処理基準」の成立とその適用について』、『会計ジャーナル』、第11巻、第9号、78頁。
 明日山俊秀『「外貨建取引等会計処理基準」の設定について（批判）』、『産業経理』、第39巻、第9号、27頁。
- (16) 宮田達朗『外貨建取引等会計処理基準十講（改訂版）』、同文館、1984年12月、146頁。
- (17) 同上書、151頁。
- (18) 日本公認会計士協会『在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続（中間報告）』、1979年7月、2－(1)、説明2。
- (19) 宮田達朗、前掲書、156頁。
- (20) 同上書、177頁。
- (21) 新井清光、前掲書、171頁。
- (22) 白鳥庄之助「外貨表示財務諸表項目の換算」、『企業会計』、第31巻、第9号、34頁。
- (23) 宮田達朗、前掲書、156頁。
- (24) 新井清光、前掲書、179頁。
- (25) 野村健太郎「外貨換算会計の国際的調和」、『会計』、第148巻、第3号、117頁。
- (26) 川口順一『財務会計論』、税務経理協会、1995年6月、619頁。
- (27) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standard No.52: Foreign Currency Translation*, Financial Accounting Standards Board, 1981, par.42. 日本公認会計士協会国際委員会訳『米国FASB財務会計基準書・外貨換算会計他』、同文館、1984年、329－331頁。
- (28) Gerhard G. Mueller, *International Accounting*, the Macmillan Company, 1967, p.167.
- (29) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standard No.8: Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, Financial Accounting Standards Board, 1975, par.6. 日本公認会計士協会国際委員会訳、前掲書、p.146。
- (30) Financial Accounting Standards Board (1981), *op. cit.*, par4. 日本公認会計士協会国際委員会訳、同上

書、309頁。

(31) *Ibid.*, par. 73. 日本公認会計士協会国際委員会訳、同上書、342頁。

(32) 穂山幹夫「決算日レート法の批判的検討」、『経営論集』、第30号、25-29頁。

穂山幹夫「決算日レート法と現地主義」、『産業経理』、第49巻、第1号、75-77頁。

穂山幹夫「外貨表示財務諸表の換算と単一測定概念」、染谷恭次郎編『国際化時代と会計』、中央経済社、1994年1月、188頁。

(33) 川口順一、前掲書、618頁。

(34) 新井清光「外貨建取引等会計処理基準の主な改訂事項について」、『企業会計』、第47巻、第9号、77頁。

(35) 外貨建取引等会計処理基準研究委員会『外貨会計基準をめぐる論点』、企業財務制度研究会、1994年6月、98頁。

(36) Gerhard H. Mueller, *op. cit.*, p.163.

(37) 柴健次「外貨換算会計の論理」、吉田寛・隅田一豊編著『国際会計要説』、税務経理協会、1984年10月、46頁。

(38) 白木俊彦、前掲書、第2章および第3章。

(1995年12月6日受理)